

お客様各位

タクシー運賃料金値上げについてのお知らせ

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当地域(西北五)のタクシー運賃は平成20年2月に初乗り600円に改定し現在に至っております。

しかしながら、昨今の燃料・資材等の高騰などにより当地域のタクシー業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

甚だ恐縮ですが、消費税改定の平成26年4月1日より下記の様に運賃を改定致しますので、事情ご賢察の上ご理解下さるようお願い申し上げます。

今後は一層のサービスの向上に努める所存でございますので、ご愛顧賜ります様お願い致します。

＜ 西北五地域のタクシー料金 ＞：小型車

初 乗 り 運 賃	
現 行 (5%消費税込)	改 訂 後 (8%消費税込)
1,500m で 600円	1,500m で 660 円
加 算 運 賃	
現 行 (5%消費税込)	改 訂 後 (8%消費税込)
370m で 90円	339 m で 90円

運 賃 料 金 表

課税事業者

1. 運 賃

(1) 距離制運賃

項目 車種別	初 乗 運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	1.5Km まで 820円	240mまで増すごとに90円
大型車	1.5Km まで 750円	253mまで増すごとに90円
中型車	1.5Km まで 670円	289mまで増すごとに90円
小型車	1.5Km まで 660円	339mまで増すごとに90円

(2) 時間距離併用運賃

特定大型車	時速10Km以下の走行時間について1分30秒ごとに90円
大型車	時速10Km以下の走行時間について1分35秒ごとに90円
中型車	時速10Km以下の走行時間について1分45秒ごとに90円
小型車	時速10Km以下の走行時間について2分05秒ごとに90円

(3) 時間制運賃

特定大型車	30分までごとに	3,830円
大型車	30分までごとに	3,600円
中型車	30分までごとに	2,960円
小型車	30分までごとに	2,550円

(4) 運賃の割増

(ア) 深夜・早朝割増 (午後10時より午前5時まで)	2割増
(イ) 寝台車割増	2割増

(5) 運賃の割引

(ア) 身体障害者割引	1割引
(イ) 知的障害者割引	1割引
(ウ) 遠距離割引 (タクシーメーター器表示額8,000円を超える額)	1割引

2. 料 金

待 料 金

特定大型車	1分30秒増すごとに	90円
大型車	1分35秒増すごとに	90円
中型車	1分45秒増すごとに	90円
小型車	2分05秒増すごとに	90円

事業者名 五所川原交通株式会社

電 話 34-3300番

青森市大字浜田字豊田139の21

社団法人青森県タクシー協会

電話017-739-0545